

株 主 各 位

法令および定款に基づくインターネット開示事項

第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

**業務の適正を確保するための体制**

**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**会社の支配に関する基本方針**

**連 結 注 記 表**

**個 別 注 記 表**

**株式会社ユニリタ**

法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト <https://www.unirita.co.jp/>

## 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2009年5月8日の取締役会において決議し、2022年4月25日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

### ① 職務執行の基本方針

当社は、2014年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての役員および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

#### 【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

#### 【行動指針】

##### 1. ユニーク

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

##### 2. 誠実

私たちは、企業として永続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

##### 3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

##### 4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

##### 5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

##### 6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

##### 7. 凜

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凜としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を全役職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。
  - (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。
  - (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的を実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼動を支援する体制を構築します。
  - (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
  - (ii) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、月1回以上（定時）開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。
  - (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 【当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制】  
経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
  - (ii) 【当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】  
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
  - (iii) 【子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】  
「関係会社管理規程」に基づき、定期的に開催される「関係会社責任者会議」において、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を行います。
  - (iv) 【子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】  
当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役職務の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役職務を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
  - (ii) 監査役から監査役職務を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
- (ii) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として半期に一度定期的な連絡会を持つこととします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 職務執行の基本方針の運用状況  
取締役および社員に対して、「企業理念」および「行動指針」を記載したカードを配付するなど、全社に浸透させるための取り組みを継続的に実施しております。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
  - (i) グループ全体で順法精神の浸透を図るため、毎年定期的に、e-Learningを使用し、当社グループの取締役および従業員に対して、コンプライアンス・内部統制・プライバシーマークに関する教育を実施しております。また、中途入社社員に対しても、随時、入社時のオリエンテーションの際にこれらの教育を実施しております。更に、年2回、当社グループの取締役および幹部社員に対しては、特に管理者層が注意すべきコンプライアンス・内部統制の重要部分に関する教育を追加で実施しております。また、取締役および従業員に対して、「個人情報の取り扱いに関する同意書兼誓約書」「ソーシャルメディアポリシーに関する誓約書」「秘密情報の取り扱いに関する誓約書」「コンピュータ環境の利用に関する誓約書」の提出を義務付けております。
  - (ii) 年2回（上期・下期）、全社的な内部統制運用状況の評価結果および法令遵守状況を取締役に報告しております。
  - (iii) グループ内部通報規程に基づき、社内の内部通報窓口とは別に、社外弁護士による外部通報窓口を設定して、通報者が利用しやすいように配慮した内部通報制度を設置しております。また、内部通報制度の周知のために、内部通報制度に関する電子ポスターを社内ポータルに掲示し、かつ、全社規模の研修等でも制度説明を行うなどの取り組みを行っております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況  
「情報セキュリティポリシー」に従い、文書管理システムにて、各種規程および取締役会・監査役会・執行役員会等の重要な会議における資料や議事録の保存、管理を実施しています。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
  - (i) 年2回、取締役・執行役員・部門長を委員とする「危機管理委員会」を開催し、策定した事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために、災害時における安否確認・業務復旧・事業継続等の観点から、随時、BCPの見直し更新を行っております。
  - (ii) 「グループ内部統制要領」に基づき、「内部統制チェックリスト」にて、各部門長がリスク管理を含めた内部統制に関する自己点検を行うことにより、内部統制上の不備を未然に防ぎ、リスクの高い項目については集中的に見直しを図ることができる体制としております。また、コンプライアンス、内部統制、各種社内規程等に関し

て違反があった際には、当該違反者は、取締役および部門長に対して、都度、速やかに、違反の経緯・原因・再発防止策を「内部統制不備報告書」に取り纏めて提出することが義務付けられております。上記の運用状況に関して、年2回、取締役会、幹部会（当社グループの役員および幹部社員が出席）において報告が行われております。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
  - (i) 年間会議スケジュールに従い、取締役会（月1回）、経営会議（月1回ないし2回）をそれぞれ開催しております。また、臨時取締役会も開催しております。
  - (ii) 決裁に関する「職務権限規程」において、社長執行役員決裁、担当執行役員決裁等の決裁権限を定めております。また、年間会議スケジュールに従い、執行役員会を、月1回以上（定時）開催しております。なお、執行役員会は、年度経営計画の実行推進（部門計画の進捗チェック）、取締役会への報告事項、提案事項等の検討審議、執行役員の相互チェック・情報交換を目的として開催しております。
  - (iii) 組織規程および職務分掌規程により、各部門の職務分掌および責任者を明確にするとともに、担当取締役の職務分担も明確にしております。また、職務の適正化および効率化のために、当社グループの各取締役は、四半期に一度、担当部門の施策および計数の予算と実績を比較したPDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）に基づく報告を取締役会に行っております。更に、実効性を高めるため、「差異分析書」により対応方法を取り纏めて当該報告を行っております。なお、子会社の取締役会においても施策および計数の予算/実績比較のPDCA報告を実行しております。
- ⑥ ユニリタグループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - (i) 当社グループの各取締役は、営業成績、財務状況その他重要な情報について、毎月、取締役会に報告しております。また、当社の取締役または執行役員が子会社の取締役を兼務し、毎月、子会社の取締役会に出席して意見を述べております。
  - (ii) 当社の経理・財務担当の取締役は、子会社に対して、規程に定められた資料（月次決算報告書、月次業務活動状況報告書など）の提出を求め、これを保管しております。また、経理・財務担当の取締役および監査役は、四半期毎に会計監査人とのミーティングを実施しております。
  - (iii) 当社の取締役は、子会社の達成すべき目標を明確化して共有するため、子会社の状況を当社の取締役会に報告しております。また、毎月、当社グループの各代表取締役（社長）が参加する会合を開催し、意見交換しております。また、子会社の管理を担当する当社の取締役は、子会社の取締役会にて子会社の取締役または幹部社員より、関係会社管理規程に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を受けたり、意見交換を行うなどして、職務執行の効率性に関する観点からの課題把握・提案を行っております。

- (iv) 内部監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、金融商品取引法の整備・運用状況に関して、当社グループの監査を実施しております。また、当社監査役は、一部の子会社の監査役を兼務し、子会社に関する状況を監査役会に定期的に報告するとともに、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、子会社に関する状況の把握に努めております。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
  - (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨を「職務分掌規程」に明記しております。内部監査室は、当該規程に基づき、監査役の指示に従い、補助業務を実施し、適宜、問題がある場合は監査役に報告を行っております。
  - (ii) 内部監査室は、監査役補助業務に関しては、取締役および上長等の指揮・命令を受けておらず、「内部監査規程」および「就業規則」等に基づいて職務を遂行しております。また、人事評価に関しても監査役会と協議のうえ、決定しております。
- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
  - (i) 取締役会、経営会議、執行役員会において、随時、監査役に対して、重要事項に関する報告を行っております。特に取締役会において、年2回（上期・下期）、内部統制活動の状況（コンプライアンス・内部通報・リスク管理等）を監査役に報告しております。
  - (ii) 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会に出席しております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める機会が確保されています。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況  
「グループ内部統制規程」に不利益取扱いを禁止する旨を明記して、従業員に周知しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況  
監査役会は、期初に必要な経費を予算計上し、経理部は、監査役または監査役会の職務の執行に必要な費用に関して、監査役からの費用請求に基づき速やかに支払処理しております。
- ⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制の運用状況  
半期に一度、代表取締役と監査役との連絡会を開催し、意見交換しております。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況  
内部監査室は、独立的立場から、すべての部門における内部統制システムの遵守状況および有効性を確認するため、各部門長による日々の決裁承認行為等に関する日常的なモニ



タリングおよび「内部統制チェックリスト」「内部統制不備報告書」を使用した包括的なモニタリングを実施し、当該部門が不備の是正・改善を行うように指摘しております。また、内部監査室は、業務プロセスに関する運用状況評価（いわゆるJ-SOX監査）を実施し、監査結果を会計監査人に提出しております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

反社会的勢力排除に向けた体制および運用方法に関する教育コンテンツを、コンプライアンス研修に組み込んで全社的に実施しております。また、「グループ反社会的勢力排除に関する要領」に従い、2015年12月より、日経テレコンを使用して、当社グループとの新規取引先が反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施し、反社会的勢力に該当する場合もしくはその疑いが濃厚な場合は取引を行わないこととしております。なお、既存の取引先についても、毎年、反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施しております。

## 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用ソリューションの提供、ITシステム運用管理パッケージソフトウェアの開発・販売・サポートにおいて高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

加えて、当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことを方針としています。

このような考えのもと、当社は、2006年6月22日付で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、数次の更新を経ております。

当社は、買収防衛策に関する現行プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、株主の皆さまの適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現在の買収防衛策の重要性に変わるところはないと判断し、2020年6月11日開催の第38期定時株主総会において、さらに2年間の継続更新が承認されました。その有効期間は本株主総会終結の時までとなります。

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を本総会に上程することを決議いたしました。本プランの詳細については、株主総会参考書類第5号議案をご参照ください。

なお、当社は、長期的な観点から企業価値の増大に務めるとともに、定款第7条にて「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる」旨を定めております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社は、全て連結しております。

- ・連結子会社の数 11社
- ・連結子会社の名称 株式会社ビーエスピーソリューションズ  
株式会社データ総研  
株式会社アスペックス  
株式会社ビーティス  
株式会社ユニリタエスアール  
株式会社ユニ・トランド  
株式会社ユニリタプラス  
株式会社無限  
株式会社ビジネスアプリケーション  
備実必（上海）軟件科技有限公司  
瀋陽無限軟件開發有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法適用関連会社の名称 NEVELL株式会社

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、備実必（上海）軟件科技有限公司及び瀋陽無限軟件開發有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等以外 時価法  
のもの （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ. 仕掛品 個別法による原価法  
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法  
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～40年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	3年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアは販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。ただし、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

また、退職給付債務の計算については、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法に基づき算定しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は在外子会社の連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社はソフトウェア事業を行っており、主にソフトウェアのライセンスの販売、ソフトウェアのクラウド上でのサービス提供、ソフトウェアの保守サービス及びソフトウェアの開発に関する技術支援サービスについて、それぞれ顧客と契約を締結し財又はサービスを提供しております。

なお、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

A. ソフトウェアのライセンスの販売

当社及び連結子会社におけるソフトウェアのラインセンスの販売は、通常供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、使用权として一時点（納品時点）で収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けております。

## B. ソフトウェアのクラウド上でのサービス提供

当社及び連結子会社におけるソフトウェアのクラウド上でのサービス提供は、一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足前に受領し前受収益として計上しておりますが、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けている場合もあります。

## C. ソフトウェアの保守サービス

当社及び連結子会社におけるソフトウェアの保守サービスは一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足前に受領し前受収益として計上しております。

## D. ソフトウェアの開発に関する技術支援サービス

当社及び連結子会社におけるソフトウェアの開発に関する技術支援サービスのうち一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定期間にわたり収益を認識しております。

また、技術者を派遣し継続して役務を提供するサービス契約は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定期間にわたり収益を認識しております。時間単位で課金される派遣サービスは、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し前受収益として計上している場合もあります。

## 2. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	プロダクトサービス	クラウドサービス	プロフェッショナルサービス	
ライセンス	580,290	255,681	15,256	851,229
技術支援、コンサルティング 及びアウトソーシング	613,468	620,204	3,001,911	4,235,584
利用料及び保守サービス料	2,464,063	2,012,954	45,401	4,522,420
顧客との契約から生じる収益	3,657,822	2,888,841	3,062,569	9,609,233
その他の収益	763,003	69,173	—	832,177
外部顧客への売上高	4,420,826	2,958,014	3,062,569	10,441,411

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 契約資産	69,181千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 契約資産	90,162
契約負債（期首残高） 前受収益	1,681,576
契約負債（期末残高） 前受収益	1,709,199

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんどが当連結会計年度の収益として認識されています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	472,480千円

当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

株式会社無限及び株式会社ビジネスアプリケーションの取得時に生じたのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、取得時点における事業計画の達成状況のモニタリングを通じて減損の兆候の有無を検討した結果、当連結会計年度において減損の兆候はないと判断しております。当該検討にあたっては、取得時点における事業計画に対し、当連結会計年度を含む取得日以降の期間における実績推移との比較、差異要因の分析に加え、事業環境の変化を織り込んだ最新の中期経営計画に織り込まれた将来事業計画との比較を実施しています。事業計画の見積りに当たっての主要な仮定は売上高の拡大見込みと捉えています。

売上高の拡大見込みは、市場の需給バランスの変化や予測できない事業環境の変化により不確実性が高く、経営者による評価や判断によって大きく影響を及ぼす性質を有していることから、見積りの前提条件に変更があった場合にはのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同社の事



業計画の進捗状況等の情報に基づき検討し、同感染症による同社収益における影響は限定的であると仮定して当連結会計年度の会計上の見積りを行っております。

(ソフトウェアの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
ソフトウェア	778,658千円
減損損失	80,323

当連結会計年度において減損損失を計上しており、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社及び連結子会社では、自社利用のソフトウェア及び市場販売目的のソフトウェアを将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合はソフトウェアに計上しております。

また、資産計上後の状況の変化により減損の兆候が識別され、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額と回収可能価額との差額は減損損失として計上しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、得意先との商談の状況、成長予測等の企業内外の情報を踏まえ、将来における新規受注の獲得見込みによる売上の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の見込販売収益の見積りの基礎となる事業計画には、各製品、サービスの将来の受注見込、案件規模及び計上時期に関する仮定が含まれており、将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定と実績が異なる場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同社の事業計画の進捗状況等の情報に基づき検討し、同感染症による同社収益における影響は限定的であると仮定して当連結会計年度の会計上の見積りを行っております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 600,000千円

ユニタ共済会の金融機関からの借入枠600,000千円に対して担保を提供しております。

また、2022年3月31日における担保資産に対応する債務残高は、「(3) 保証債務」に記載のとおりであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 640,631千円

(3) 保証債務

ユニリタ共済会の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金 額 ( 千 円 )	内 容
ユ ニ リ タ 共 済 会	84,479	金融機関からの借入金

## 6. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 9,609,233千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	8,500千株	－千株	500千株	8,000千株

(注) 普通株式の発行済株式の減少500,000株は、取締役会の決議により自己株式の消却を行ったものによる減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	829,967株	145,000株	500,000株	474,967株

(注) 自己株式(普通株式)の増加は、自己の取得による増加145,000株であります。また、自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却による減少500,000株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 253,111千円
- ・ 1株当たり配当額 33.00円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月3日

ロ. 2021年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 253,111千円
- ・ 1株当たり配当額 33.00円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月6日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	255,851千円
・1株当たり配当額	34.00円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月8日
・配当の原資	利益剰余金

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。

資金調達については、中長期的な事業計画に照らして、必要な資金を内部留保、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により調達しております。また、突発的な資金需要に対応するため、貸出コミットメントラインを設定しております。

投資有価証券は、取引先企業との業務・資本提携等関係強化を目的として中長期的に保有することを原則としております。

デリバティブは、資金運用を目的とする複合金融商品のみに利用し、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

イ. 営業債権である売掛金は、お客様の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの「販売管理規程」及び「与信管理規程」等の規程類に従って、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

ハ. 営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

これら営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバテ

イブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額888,342千円））は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	815,258	799,882	△15,376
② その他有価証券	982,157	982,157	－
資産計	1,797,415	1,782,039	△15,376
リース債務	1,324	1,325	1
負債計	1,324	1,325	1
デリバティブ取引	－	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	982,157	－	－	982,157
資産計	982,157	－	－	982,157

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	799,882	—	799,882
資産計	—	799,882	—	799,882
リース債務	—	1,325	—	1,325
負債計	—	1,325	—	1,325

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式

上場株式は取引所の価格によっており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債は取引金融機関等から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,457円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円59銭    |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券          | 償却原価法（定額法）                                   |
| ② 関係会社株式             | 移動平均法による原価法                                  |
| ③ その他有価証券            |  |
| ・市場価格のない株式等以外<br>のもの | 時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                                  |
| 棚卸資産の評価基準及び評価方法      |  |
| イ. 仕掛品               | 個別法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)             |
| ロ. 貯蔵品               | 最終仕入原価法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)         |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～15年
車両運搬具	3年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・市場販売目的のソフトウェア 3年
- ・自社利用目的のソフトウェア 5年

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。ただし、当事業年度は翌事業年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、退職給付債務の計算については、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法に基づき算定しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 収益及び費用の計上基準

当社はソフトウェア事業を行っており、主にソフトウェアのライセンスの販売、ソフトウェアのクラウド上でのサービス提供、ソフトウェアの保守サービス及びソフトウェアの開発に関する技術支援サービスについて、それぞれ顧客と契約を締結し財又はサービスを提供しております。

なお、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### A. ソフトウェアのライセンスの販売

当社におけるソフトウェアのライセンスの販売は、通常供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、使用权として一時点(納品時点)で収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けております。

#### B. ソフトウェアのクラウド上でのサービス提供

当社におけるソフトウェアのクラウド上でのサービス提供は、一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度(時の経過)に応じて収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足前に受領し、前受収益として計上しておりますが、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けている場合もあります。

#### C. ソフトウェアの保守サービス

当社におけるソフトウェアの保守サービスは一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度(時の経過)に応じて収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足前に受領し前受収益として計上しております。

#### D. ソフトウェアの開発に関する技術支援サービス

当社におけるソフトウェアの開発に関する技術支援サービスのうち一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定期間にわたり収益を認識しております。また、技術者を派遣し継続して役務を提供するサービス契約は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定期間にわたり収益を認識しております。

また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね1か月以内で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し前受収益として計上している場合もあります。

## 2. 会計方針の変更

個別注記表に注記すべき事項は、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式 (注)	623,741千円

当事業年度において評価損を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(注) 関係会社株式のうち株式会社無限の金額を記載しております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、買収により取得した株式会社無限に係る関係会社株式の評価に際し、1株当たりの純資産額に取得時に見込んだ超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し減損処理の要否を判定した結果、当事業年度において実質価額に著しい低下は認められず、減損は不要と判断しております。当該検討にあたっては、取得時点における事業計画に対し、当事業年度を含む取得日以降の期間における実績推移との比較、差異要因の分析に加え、事業環境の変化を織り込んだ最新の中期経営計画に織り込まれた将来事業計画との比較を実施しています。事業計画の見積りに当たっての主要な仮定は売上高の拡大見込みと捉えています。

売上高の拡大見込みは、市場の需給バランスの変化や予測できない事業環境の変化により不確実性が高く、経営者による評価や判断によって大きく影響を及ぼす性質を有していることから、見積りの前提条件に変更があった場合には関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同社の事業計画の進捗状況等の情報に基づき検討し、同感染症による同社収益における影響は限定的であると仮定して当事業年度の会計上の見積りを行っております。



(ソフトウェアの評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
ソフトウェア	402,841千円
減損損失	51,502

当事業年度において減損損失を計上しており、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社では、自社利用のソフトウェア及び市場販売目的のソフトウェアを将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合はソフトウェアに計上しております。

また、資産計上後の状況の変化により減損の兆候が識別され、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額と回収可能価額との差額は減損損失として計上しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、得意先との商談の状況、成長予測等の企業内外の情報を踏まえ、将来における新規受注の獲得見込みによる売上の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の見込販売収益の見積りの基礎となる事業計画には、各製品、サービスの将来の受注見込、案件規模及び計上時期に関する仮定が含まれており、将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度に係る財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同社の事業計画の進捗状況等の情報に基づき検討し、同感染症による同社収益における影響は限定的であると仮定して当事業年度の会計上の見積りを行っております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 600,000千円

ユニリタ共済会の金融機関からの借入枠600,000千円に対して担保を提供しております。

また、2022年3月31日における担保資産に対応する債務残高は、「(3) 保証債務」に記載のとおりであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 553,741千円

(3) 保証債務

ユニリタ共済会の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
ユニリタ共済会	84,479千円	金融機関からの借入金

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示されたものを除く）

① 短期金銭債権	152,954千円
② 短期金銭債務	87,806千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	387,967千円
② 営業費用	483,401千円
③ 営業取引以外の取引高	87,146千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	829,967株	145,000株	500,000株	474,967株

(注) 自己株式（普通株式）の増加は、自己の取得による増加145,000株であります。また、自己株式（普通株式）の減少は自己株式の消却による減少500,000株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	45,141千円
未払期末賞与	37,505
未払事業税	4,702
投資有価証券評価損	126,454
関係会社株式評価損	57,138
減損損失	107,395
役員退職慰労金	7,672
貸倒引当金	168,410
その他	44,618
繰延税金資産小計	<u>599,038</u>
評価性引当額	<u>△400,860</u>
繰延税金資産合計	<u>198,178</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△155,000</u>
繰延税金負債合計	<u>△155,000</u>
繰延税金資産純額	<u>43,177</u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社アスペックス	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	29,196	関係会社 短期貸付金	29,196
						関係会社 長期貸付金	163,051
				利息の受取 (注) 1	2,080	—	
子会社	株式会社ユニ・トランド	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	—	関係会社 短期貸付金 (注) 2	460,000
						関係会社 長期貸付金 (注) 2	90,000
				利息の受取 (注) 1	8,112	—	
子会社	株式会社無限	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	—	関係会社 短期貸付金	320,000
				利息の受取 (注) 1		1,439	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。  
なお、資金の貸付の取引金額は純額表示しております。
2. 子会社への貸付金に対し、550,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- (3) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,294円59銭
- (2) 1株当たり当期純利益 60円20銭

## 10.収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。